

社会福祉法人いちはつの会

特定施設入居者生活介護 養護老人ホーム千歳千寿園

指定特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人いちはつの会が設置・運営する「特定施設入居者生活介護養護老人ホーム千歳千寿園」(以下「事業所」という。)が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業(以下「事業」という)の適切な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、栄養士及びその他の職員(以下「介護従業者」という。)が、要介護状態または要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、特定施設サービス計画または介護予防特定施設サービス計画に基づき、適正な指定特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護(以下「介護サービス」という。)を提供し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにするものとする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護従業者は要支援、要介護状態になった利用者が施設において入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族(以下「身元引受人」という。)の身体的、精神的負荷の軽減を図るよう努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特定施設入居者生活介護事業所養護老人ホーム千歳千寿園
- (2) 所在地 千歳市大和4丁目2番4号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする

(特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護を兼務する)

(1)管理者 1名

ア 事業所の従業者の管理及び業務の一元的管理と、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

イ 事業所への利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を行う。

(2)生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に応じ、利用者の自立支援のための相談助言等の援助及び他機関との連絡調整を行う。

(3)看護職員 1名以上

- ア 医師に指示による診療の補助、及び看護に関する業務を行う。
- イ 利用者の保健衛生に関する業務を行う。
- ウ 利用者の健康管理とその保持のための適切な措置を講ずる。
- エ 施設介護従業者の健康管理及び保健衛生に関する指導を行う。
- オ 看護、保健衛生及び診療に関する記録の整備を行う。

(4)介護職員 9名以上

介護職員は、利用者の有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮し、入浴、排泄、食事、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上の援助を行う。

(5)機能訓練指導員 1名以上(非常勤兼務)

利用者の日常生活維持に必要な機能減退を防止するための適切な機能訓練指導及び指導を行う。

(6)計画作成担当者 1名以上(常勤兼務)

利用者の状態及び自立した日常生活維持に必要な支援等の課題・目標等を把握し、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画を作成する。

(入所定員及び居室数)

第5条 定員 30名

居室数 30部屋

(事業所のサービス内容)

第6条 事業所の介護サービスは次のとおりとする。

- (1) 特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成
- (2) 食事の提供及び栄養管理
- (3) 入浴、清拭等による清潔保持(週2回以上)
- (4) 排泄の自立援助
- (5) 生活機能の改善または維持のための機能訓練
- (6) 離床・着替え・整容・その他日常生活上の援助

- (7) 利用者及び家族への生活相談・助言等の援助
- (8) 健康管理
- (9) 行政手続きの代行
- (10) レクリエーション等の趣味活動

(介護居室又は、一時介護室の利用条件及び手続き)

第7条 介護サービスをより適切に提供するため、現在の居室を介護居室、または一時介護室と使用することにつき利用者及び身元引受人の同意を得たうえ、行うものとする。

(利用料等)

- 第8条 1 指定特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合、利用料の額は介護報酬告示上の額とし、当該指定特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1～3割の額とする。
- 2 前項のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることとする。
- (1) レクリエーション活動・サークル活動費
活動内容によって実費相当分を入所者より負担していただく場合がある。
 - (2) その他利用者が負担することが適当と認められる費用については、実費相当分を負担していただく。

(施設の利用にあたっての留意事項)

- 第9条
- (1) 心身の状態についての情報を事業所に提供すること。
 - (2) 訪問者及び施設介護従業者に対しての権利を不当に侵害しないこと
 - (3) 特定施設利用について疑義がある場合には、すみやかに事業所に知らせること。
 - (4) 介護保険法、その他の省令等に基づく市町村の立ち入り検査及び調査等について協力すること。
 - (5) 特段の事情がない限り、事業所の取り決めや指示に従うこと。

(事故発生時の対応)

- 第10条
- (1) 当該介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る事業者等、各関係機関に連絡を行い、必要な措置を講じる。
 - (2) 当該介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当該事業所の介護従業者は、現に介護サービスの提供をしているときに、利用者に病状の急変が生じた場合及びその他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害時に適切に対応するため、非常災害に関する具体的計画を立てるとともに、非常災害に備えるために定期的に避難、救出その他必要な訓練に努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 1 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。

(虐待や虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法)

第14条

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

(地域との連携)

第15条 事業所は当該事業の運営に当たり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行い、地域との交流に努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 (1) 事業所は介護従業者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (2) 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
- (3) この規程に記載がない場合は、一般入所者用運営規程に準じるものとする。

別紙2 介護保険給付対象外サービス費用

利 用 料 項 目	料 金
理美容代	実費
行事材料費	実費

この規程は令和 5 年 9 月 1 日より施行する。
令和 5 年 12 月 1 日改訂。